

令和6年3月5日

株式会社リクチコンサルタント

## 一般事業主行動計画 次世代育成支援対策推進法に基づく

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、  
次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日 ～ 2029年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：子の看護休暇、介護休暇を有給扱いとする。

<実施時期・取組内容>

- 2024年4月～ 社員のニーズの把握、導入検討。
- 2024年5月～ 制度導入および社員へ周知を行う。

目標2：子の看護休暇、育児短時間労働の対象者を高校卒業までの子を持つ社員とする。

<実施時期・取組内容>

- 2024年4月～ 社員のニーズの把握、導入検討。
- 2024年5月～ 制度導入および社員へ周知を行う。

目標3：「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」について推奨する。

<実施時期・取組内容>

- 2024年4月～ 制度の周知を図る。